

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年9月23日

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員 伊藤 正伸
同 山田 強

平成28年度定期監査及び行政監査の結果について

1 監査の対象

(1) 定期監査

平成27年8月から平成28年7月までに執行された平成27年度及び平成28年度の財務に関する事務の執行

(2) 行政監査

平成27年8月から平成28年7月までに執行された平成27年度及び平成28年度の事務の執行（財務に関する事務を除く。）

2 監査の期間 平成28年8月2日から同年8月26日まで

3 監査の結果

関係帳簿、文書等を照合、確認した結果、予算の執行、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理及び事務事業の執行、職員の服務管理、文書管理事務について、適正であることを認めた。